

長生村福祉タクシー事業実施に関する協定書

長生村（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、長生村福祉タクシー事業実施要綱（平成28年長生村告示第35号）（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり長生村福祉タクシー事業実施に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、要綱第2条第3項第1号で規定する福祉タクシー事業の乗用旅客自動車会社及び事業所として、適正かつ円滑な実施を目的とする。

（利用の方法）

第2条 乙は、要綱第2条第1項及び第2項で規定する利用者が福祉タクシーを利用し、降車する際に、長生村福祉タクシー利用資格者証の提示を求めるとともに、利用券を受領するものとする。

（助成金等）

第3条 甲は、利用者が福祉タクシーを利用したときは、乙に対し1回の利用につき1,500円を限度に助成金を支払う。

ただし、利用料金が助成金の限度額を超えない場合は、当該利用料金額を支払うものとする。

2 乙は、利用料金が助成金の限度額を超えた場合は、その差額について利用者から受領するものとする。

3 甲は、福祉タクシー事務手数料として、乙に対し1回の利用につき、100円を支払う。

（助成金の請求等）

第4条 乙は、当該月の初日から末日までの福祉タクシー利用状況について、翌月の10日までに第2条の規定により受領した利用券を添えて、要綱第6条に規定する福祉タクシー助成金及び事務手数料交付申請書（請求書）（第5号様式）により甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、この協定に関して乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、協定を履行していく中で業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。協定を解いた後も同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から 年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれかから申し出がない場合は、当該協定は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その以降についても同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 千葉県長生郡長生村本郷1番地77
長生村

氏 名 代表者 村長 小 高 陽 一

乙 住 所

会社名
(事業者名)

代表者名